適用の外用剤並びにマルボフロキサシンを含有する外皮用剤を除く。）を除く。	適用の外用剤並びにマルボフロキサシンを含有する外皮用剤を除く。）を除く。
一～百十五　（略）	一～百十五　（略）
百十六　フルネベトマブ（遺伝子組換え）	（新設）
百十七～百二十一　（略）	百十六～百二十　（略）
百二十二　ベジンベトマブ（遺伝子組換え）	（新設）
百二十三～百四十六　（略）	百二十一～百四十四　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。